

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例制度
の延長について
(教育職員免許法の一部改正)

令和5年11月27日（月）

保育士資格等にかかる 制度改正の方針（案）について

1. 地域限定保育士制度の全国展開について
2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について
3. 指定保育士養成施設の指定要件の見直しについて

2. 保育教諭等の特例措置の期限到来を受けた対応について

※文部科学省において抜粋、加工

【現行制度の概要】

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**
(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

(認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日) から10年間)

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和

- ・幼稚園免許状・保育士資格の**いずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。**

(認定こども園法附則第5条)

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和

- ・免許状又は**資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験（3年かつ4,320時間）を有する者について、大学等で一定の単位（8単位(※)）を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。**令和5年4月からは、**幼保連携型認定こども園での勤務経験（2年かつ2,880時間）を更に上乗せすることで、履修単位を6単位の軽減する措置を講じている。**

※通常、大学等において履修が必要な単位数

- ・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
- ・保育士資格を取得する場合→68単位

【改正の方向性】

- **令和6年度末までとされている保育教諭等の資格の特例等について、5年間延長し、令和11年度末までとする。**
(認定こども園法改正法附則第5条の改正)
- **ただし、いずれか一方の免許状・資格のみで主幹保育教諭・指導保育教諭となることができる特例の延長は2年間(令和8年度末まで)とする。**

また、以下について運用にて対応する。

- 各施設における保育教諭等の併有に向けた制度の周知、人事計画の策定を求めた上で、各施設における併有の計画的促進について、施設監査の際に確認する。
- 各園における保育教諭等の免許・資格の併有状況について、都道府県が公表することとする。

【今後の検討事項】

- 次期保育士養成課程等の見直しの際、保育教諭等としての養成課程等のあり方を検討する。

參考資料

幼保連携型認定こども園における保育教諭の資格の特例について

- 幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等については、**幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要。**

(「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(※以下「認定こども園法」) 15条第1項)

特例措置 (※)

※令和6年度末まで

(認定こども園法一部改正法の施行
(平成27年4月1日) から10年間)

① 幼保連携型認定こども園の保育教諭等の資格要件の緩和 (令和6年度末まで)

・幼稚園免許状・保育士資格のいずれか一方の免許状・資格のみで保育教諭等となることができる特例。(認定こども園法附則第5条)

※幼保連携型認定こども園における保育教諭の幼稚園教諭免許状及び保育士資格の保有状況(令和4年4月1日現在)

両方保有	139,884人	92.0%
どちらか一方のみ保有	12,084人	8.0%
幼稚園教諭のみ	2,475人	1.6%
保育士のみ	9,609人	6.3%
総数	151,968人	100.0%

② 幼稚園教諭免許状・保育士資格の取得要件の緩和 (令和6年度末まで)

・免許状又は資格の一方のみを持ち、一定の勤務経験(3年かつ4,320時間)を有する者について、大学等で一定の単位(8単位(※))を履修すること等による、もう一方の免許状・資格の取得に係る特例。

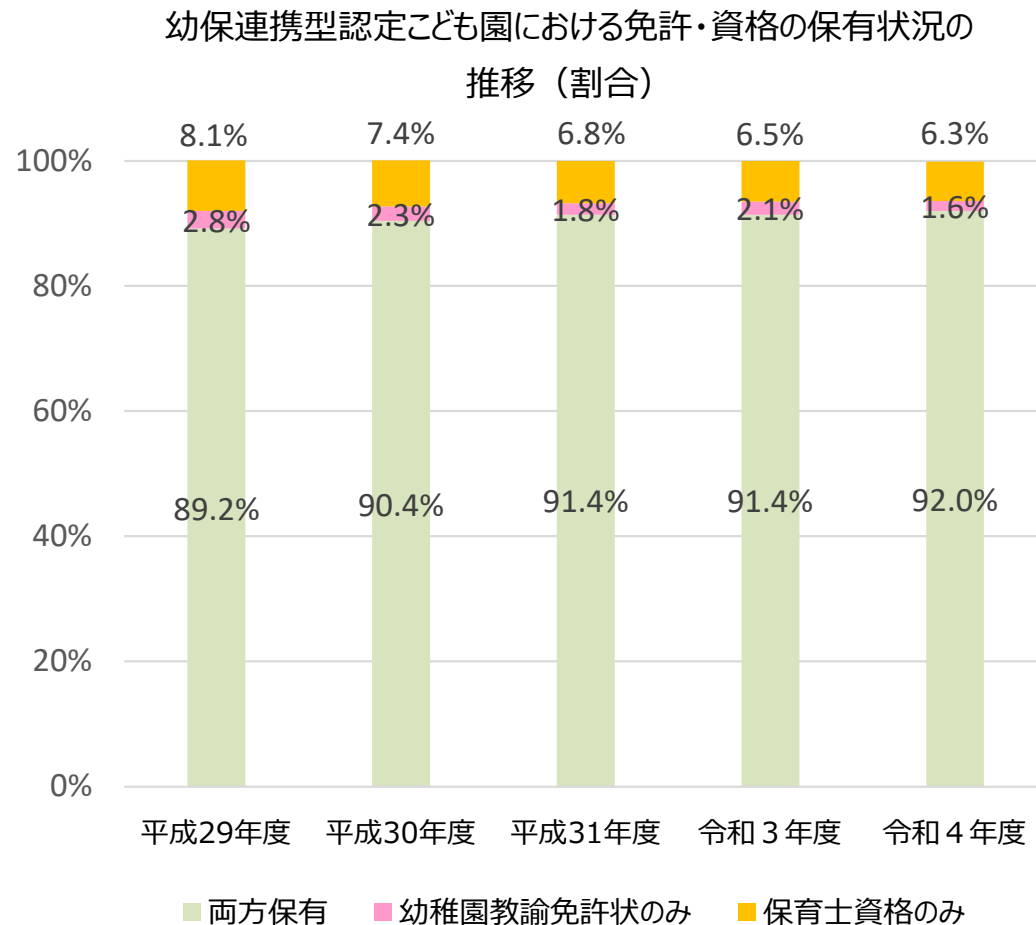
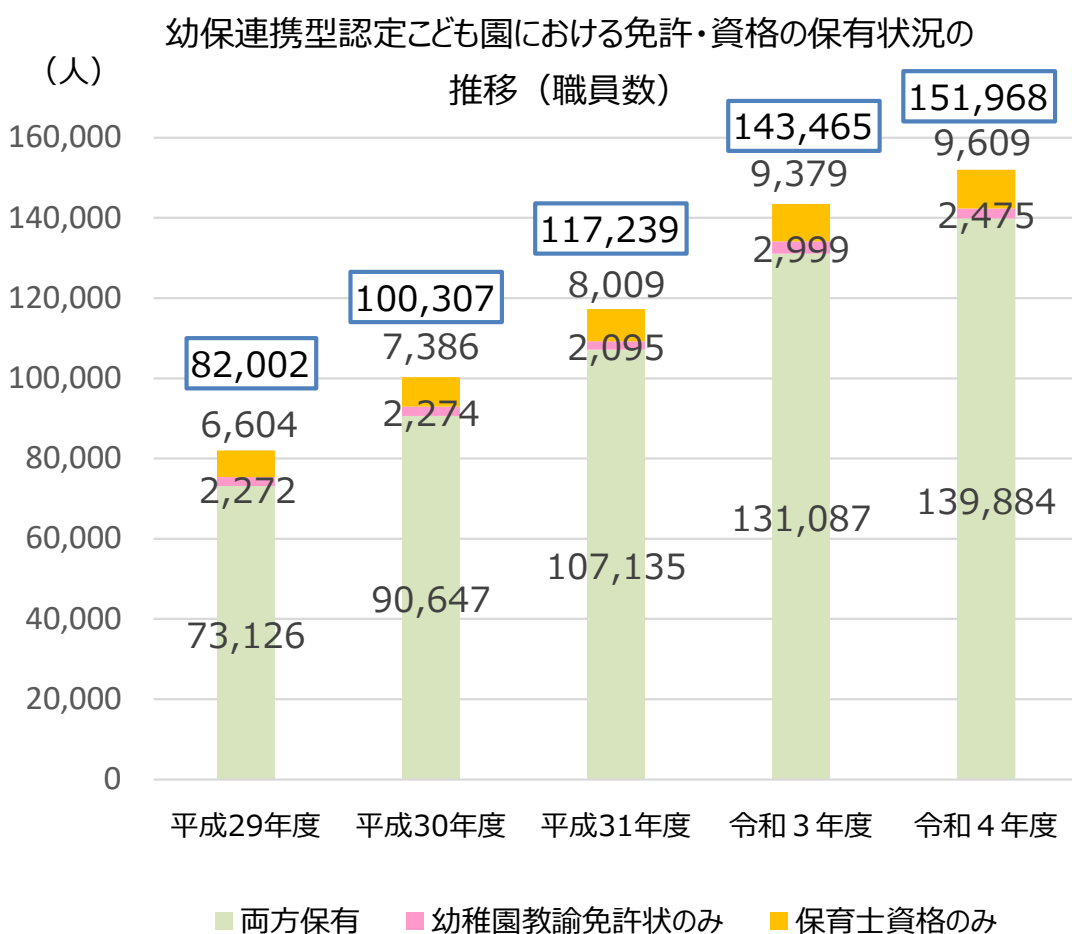
※通常、大学等において履修が必要な単位数
・幼稚園教諭免許状(二種)を取得する場合
→短期大学士の学位+39単位(計62単位)
・保育士資格を取得する場合→68単位

(教育職員免許法附則第18項、児童福祉法施行規則第6条の11の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準)

- 本特例制度を活用し、
- ・幼稚園教諭免許状の授与がなされた件数
(平成25年度～令和3年度) : 28,368件
 - ・保育士試験に合格した者
(平成26年度～令和4年度) : 31,132人

(参考) 幼保連携型認定こども園における免許・資格の保有状況について

- ▶ 幼保連携型認定こども園における幼稚園教諭免許状・保育士資格を両方保有する職員の割合は着実に改善している。
- ▶ 一方で、幼保連携型認定こども園の施設数の増加に伴い、幼稚園教諭免許状・保育士資格を一方のみ保有している職員の数自体は増加している。



(参考) 幼保連携型認定こども園の数

平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年
3,618	4,409	5,137	5,688	6,093	6,475

※ 各年度4月1日現在

※ 令和2年度は調査を実施せず

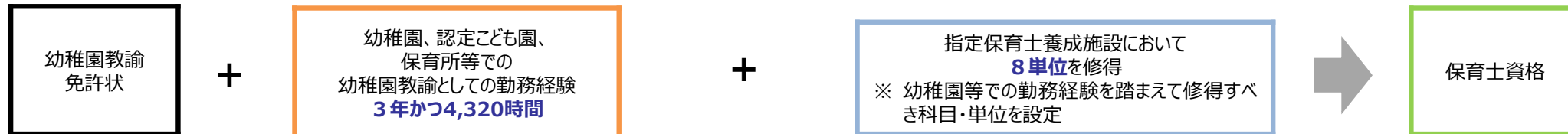
(出所) 内閣府「認定こども園調査」

免許・資格の併有促進（従前）

【幼稚園教諭免許状】保育士としての勤務経験を評価し、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数を軽減

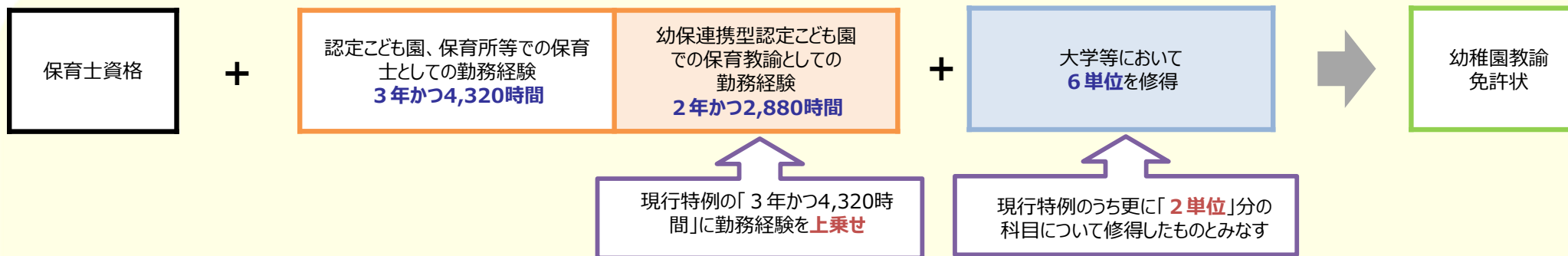


【保育士資格】幼稚園教諭としての勤務経験を評価し、保育士資格の取得に必要な単位数を軽減

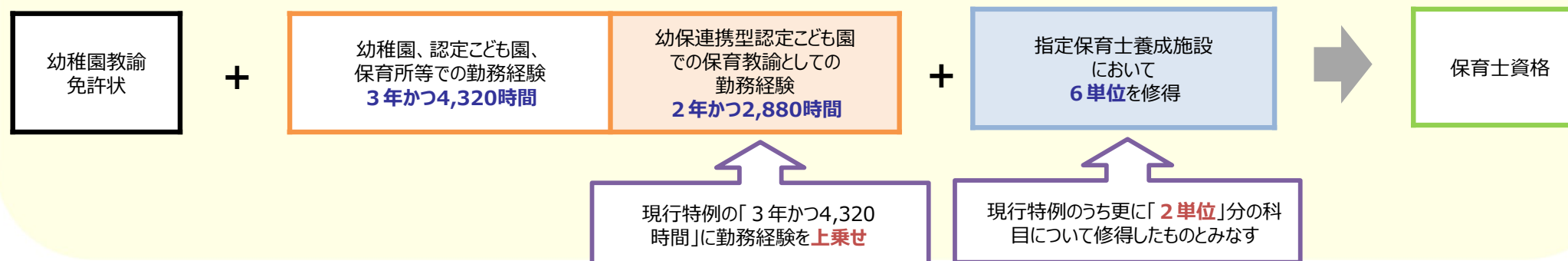


免許・資格の更なる併有促進策（令和5年4月～）

【幼稚園教諭免許状授与の更なる特例】



【保育士資格取得の更なる特例】



幼稚園教諭免許状授与の所要資格の特例の科目と単位数について

取得可能な免許状の種類		現行特例における要件 (一種、二種 共通)	新規特例における要件 (一種、二種 共通)	
教科及び教職に関する科目	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	-	
		保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	2（※2）	
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	-	-
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	2（※1）	2（※1）
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	-	-
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	-	-
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	（※2）	（※3）
		幼児理解の理論及び方法	1	-
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		-	-	
教育実践に関する科目	教育実習	-	-	
	教職実践演習	-	-	
大学が独自に設定する科目		-	-	
合計単位数		8	6	
（参考）幼稚園教諭免許状取得に要する最低単位数		一種：124単位、二種：62単位		

※1 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあたっては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意。

※2 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**2単位**を修得。

※3 「保育内容の指導法」及び「教育の方法及び技術」を合わせて**1単位**を修得。

※4 特例を用いない場合、上記の各科目の他、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する単位を修得することが必要。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集について

管理番号	団体名	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	根拠法令等	制度の所管・関係府省	追加共同提案団体
		区分	分野					
47	大阪府、滋賀県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県 重点9	B 地方に対する規制緩和	03_医療・福祉	幼保連携型認定こども園の保育教諭等に係る免許等の特例措置の延長	幼保連携型認定こども園で勤務する保育教諭等について、本来、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が必要とされているが、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度施行後10年間（令和6年度末まで）において設けられている特例措置を当分の間延長すること。	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第15条第1項 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律附則第5条（保育教諭等の資格の特例） ・教育職員免許法附則第18項 	こども家庭庁、文部科学省	札幌市、旭川市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、新潟市、長野県、刈谷市、大阪市、島根県、大村市、熊本市、宮崎県